「ほっかいどう応援団会議運営支援事業」委託業務 企 画 提 案 指 示 書

1 業務名

「ほっかいどう応援団会議運営支援事業」委託業務

2 業務の目的

北海道を応援していただく方々のネットワーク「ほっかいどう応援団会議」の効果的・効率的な運営に当たり、道内外の企業・団体等を対象としたセミナーの開催等を通じ、道・市町村に対する多様な支援の獲得及び関係人口の拡大を図る。

3 委託業務の内容

(1) 「ほっかいどう応援セミナー」の開催

知事や市町村長が企業に対し直接、地域の魅力や応援を求める具体的な取組をPRするなど、官 民連携を推進するためのセミナーを首都圏で開催する。

〔実施事項〕

- ・セミナーの企画立案
- ・開催準備(会場手配、セミナー開催案内(チラシ)、運営マニュアルの作成等)
- ・ 首都圏のほっかいどう応援団会議未参加企業への周知 (ほっかいどう応援団会議への参加及びセミナー出席依頼)
- ・当日の運営(受付、進行、音響操作、ライブ動画配信(アーカイブ用編集含む)等)

[日程・概要等]

会場	東京都内ホテル等
日 程	令和4年(2022年)3月下旬(予定)
人数規模	200名程度
内容	・道及び市町村によるプレゼン等 ・名刺交換会

- ※会場の収容率を50%以下とし、「新北海道スタイル」安心宣言に配慮すること。
- ※首都圏の新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること。
- ※セミナーの運営は、非接触型を基本とすること。

(2) PRパンフレット等の作成

個人に、ほっかいどう応援団会議への参加を呼びかけるPRパンフレットを制作する。

・個人向けPRチラシ(2,000部)

(3) 「道ファン子」拡大キャンペーンの実施

ほっかいどう応援団会議への個人の加入 (LINE・Facebook登録者数) を増やすためのキャンペーンを実施する。

- ・キャンペーンの企画立案・実施
- キャンペーンの広報 (チラシ・SNS等)
- ・物品の購入・発送
- ※現在、道で使用しているSNSについては、SNS運用ポリシーにより I D等の利用者情報を共有できませんので、ご承知おきください。

(4) ホームページの知事動画及び知事メッセージの更新等

既存のほっかいどう応援団会議ホームページに掲載されている知事動画及び知事メッセージを更 新する。

- ・知事動画の企画・撮影
- 知事メッセージの更新

(5) 報告書の作成

事業実施結果報告書を作成する(紙媒体2部 電子媒体1部)。

なお、本事業における成果品の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 委託期間(予定)

契約締結日から令和4年(2022年)3月31日(木)まで

5 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)

8,017,000円

※ 新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施の中止又は業務内容の変更を 行う場合がある。その場合、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わ ないことがある。

6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議して決定する。

7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を別紙「「ほっかいどう応援団会議運営支援事業」委託業務企画 提案書作成要領」に基づき作成し、必要部数を提出すること。

8 提出期限

令和3年(2021年)12月13日(月)17:00(必着)

9 提出先

北海道総合政策部官民連携推進室(担当:松屋、髙橋)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話:011-204-5158 (直通)

10 企画提案書に関するヒアリング

企画提案された内容は、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。

- (1) 日時、場所等については、別途通知する。
- (2) ヒアリングでは、提案者から企画提案書に記載された内容について説明後、質疑を行う。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 電子メールによる提出は認めない。
- (3) 要求した以外の書類、図面等については受理しない。
- (4) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (5) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する事業者名(A社、B社等)により行う ものとする。
- (6) 企画提案の採否は、文書で通知する。
- (7) 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (8) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に北海道の求めに応じて打合せを行うこととする。